

令和4年第2回

小松市議会定例会議案

令和4年(2022年)2月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第11号	令和3年度小松市一般会計補正予算(第7号)……………	1
議案第12号	令和3年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)……………	9
議案第13号	令和3年度小松市公債管理特別会計補正予算(第2号)……………	13
議案第14号	令和3年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第15号	令和3年度小松市下水道事業会計補正予算(第3号)……………	19
議案第16号	令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第3号)……………	21
議案第17号	小松市部設置条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第18号	西尾地区滞在交流施設条例について……………	25
議案第19号	小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例について……………	31
議案第20号	小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ いて……………	39
議案第21号	小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につい て……………	45
議案第22号	小松市土地開発基金条例の一部を改正する条例について……………	47
議案第23号	小松市温泉施設整備基金条例の一部を改正する条例について……………	49
議案第24号	小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第25号	小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……	55
議案第26号	財産の取得について……………	57
議案第27号	市道路線の廃止について……………	59
議案第28号	市道路線の変更について……………	61
議案第29号	損害賠償の額を定めることについて……………	63
議案第30号	指定管理者の指定の変更について……………	65
議案第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………	67

議案第11号

令和3年度小松市一般会計補正予算 (第7号)

令和3年度小松市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,373,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,088,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	14,946,000	250,000	15,196,000
	1 市民税	6,531,000	250,000	6,781,000
14	分担金及び負担金	125,188	2,215	127,403
	1 分担金	19,813	2,215	22,028
16	国庫支出金	13,321,728	134,501	13,456,229
	1 国庫負担金	5,504,704	△25,177	5,479,527
	2 国庫補助金	7,761,255	159,678	7,920,933
17	県支出金	3,909,671	△71,535	3,838,136
	1 県負担金	2,487,101	△16,812	2,470,289
	2 県補助金	1,125,304	△54,723	1,070,581
19	寄附金	229,067	106,831	335,898
	1 寄附金	229,067	106,831	335,898
20	繰入金	1,230,686	493,500	1,724,186
	1 基金繰入金	1,182,800	493,500	1,676,300
21	繰越金	260,038	△1,612	258,426
	1 繰越金	260,038	△1,612	258,426
22	諸収入	2,090,667	△143,300	1,947,367
	4 雑入	523,240	24,900	548,140
	5 受託事業収入	1,013,200	△168,200	845,000
23	市債	6,358,300	602,700	6,961,000
	1 市債	6,358,300	602,700	6,961,000
	歳 入 合 計	55,715,460	1,373,300	57,088,760

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,038,841	175,145	4,213,986
	1 総務管理費	3,256,847	165,845	3,422,692
	2 徴税費	371,976	3,500	375,476
	3 戸籍住民基本台帳費	245,642	5,800	251,442
3	民生費	20,808,163	△89,367	20,718,796
	1 社会福祉費	8,782,590	22,282	8,804,872
	2 児童福祉費	11,083,497	△136,994	10,946,503
	3 生活保護費	942,076	25,345	967,421
4	衛生費	3,427,615	12,449	3,440,064
	1 保健衛生費	1,590,131	10,000	1,600,131
	2 環境対策費	1,178,164	2,449	1,180,613
6	農林水産業費	1,171,847	17,159	1,189,006
	1 農業費	823,450	29,159	852,609
	2 林業費	316,967	△12,000	304,967
7	商工費	2,473,255	217,700	2,690,955
	1 商工費	2,473,255	217,700	2,690,955
8	土木費	8,509,976	393,394	8,903,370
	2 道路橋りょう費	1,670,820	11,564	1,682,384
	3 河川費	222,383	0	222,383
	4 都市計画費	3,155,428	381,830	3,537,258
	6 飛行場費	530,262	0	530,262
	7 住宅費	613,635	0	613,635
9	消防費	1,336,804	200	1,337,004
	1 消防費	1,336,804	200	1,337,004
10	教育費	7,345,082	572,520	7,917,602
	1 教育総務費	798,911	13,000	811,911

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 小学校費	891,730	326,000	1,217,730
	3 中学校費	483,690	308,000	791,690
	4 高等学校費	467,471	3,420	470,891
	5 社会教育費	1,566,943	△41,900	1,525,043
	6 保健体育費	1,916,113	△36,000	1,880,113
12	公債費	6,209,600	84,100	6,293,700
	1 公債費	6,209,600	84,100	6,293,700
13	予備費	20,000	△10,000	10,000
	1 予備費	20,000	△10,000	10,000
歳 出 合 計		55,715,460	1,373,300	57,088,760

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	次世代型地域交通推進費	5,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム運営費	5,800
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども家庭総合支援拠点運営費	1,200
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	30,000
6. 農水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	22,359
		県営土地改良費負担金	55,500
		農業用施設防災対策費	3,200
	2. 林業費	林道整備費	33,200
		県営広域基幹林道整備費負担金	31,620
	7. 商工費	1. 商工費	スキー場整備費
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備費	31,000
		橋りょう改修等整備費	81,717
	3. 河川費	緊急社会基盤整備費	29,713
	4. 都市計画費	小松駅ターミナルプラン推進費	928,358
		北国街道無電柱化整備費	3,256
		栗津駅周辺整備費	20,493
		県営街路整備費負担金	61,238
6. 飛行場費	学習等供用施設建設費	27,346	
10. 教育費	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	326,000
	3. 中学校費	中学校校舎等改修費	308,000

(単位千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	4. 高等学校費	管理運営費	2,250
		市立高校活性化推進費	1,170
	5. 社会教育費	市史編纂費	15,600
	6. 保健体育費	学校保健推進費	36,000
		小松総合体育館改修費補助金	11,700
11. 災害復旧費	2. 農林水産施設災害復旧費	現年発生林業施設災害復旧費	5,000

(変更)

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	新型コロナウイルス感染症経済対策費	430,000	新型コロナウイルス感染症経済対策費	440,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	特別道路整備費	40,000	特別道路整備費	113,138
		消雪施設整備費	82,000	消雪施設整備費	97,200
	4. 都市計画費	幸八幡線整備費	171,000	幸八幡線整備費	374,956
		安宅新地区土地区画整理費	336,000	安宅新地区土地区画整理費	492,000
10. 教育費	1. 教育総務費	I C T教育環境推進費	23,000	I C T教育環境推進費	34,687

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立こども園等施設整備費	34,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	18,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
松東地域こども園整備費	391,000				341,000			
エコロジーパークこまつ管理運営費	14,700				18,300			
土地改良費	31,100				25,900			
県営土地改良費	60,600				85,400			
水利施設改修費	2,800				2,900			
県営広域基幹林道整備費	31,600				49,900			
スキー場整備費	48,400				275,600			
県営道路改良舗装費	8,000				18,500			
都市排水路整備費	41,400				53,000			
街路整備費	203,000				204,300			
県営街路整備費	55,000				60,000			
基地周辺道路整備費	50,600				100			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
市営住宅跡地 活用推進費	188,600	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	230,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
消防署・所 施設整備費	4,200				4,600			
消防団活動 拠点施設 整備費	2,500				2,800			
消 防 団 ポ ン プ 購 入 費	15,200				16,500			
小 学 校 校舎等改修費	42,400				265,400			
中 学 校 校舎等改修費	52,300				262,900			
里山自然学校 大杉みどりの里 管理運営費	11,100				11,400			
加賀国府こまつ 歴 史 の 里 整 備 費	7,300				7,700			
こまつドーム 改 修 費	123,400				53,400			
小 松 屋 内 水 泳 プ ー 改 修 費	193,700				206,900			
計	6,358,300			6,961,000				

令和3年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,100,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,945,300	48,000	1,993,300
	1 国民健康保険税	1,945,300	48,000	1,993,300
3	県支出金	7,225,198	83,219	7,308,417
	1 県補助金	7,225,197	83,219	7,308,416
5	繰入金	776,009	△63,219	712,790
	1 一般会計繰入金	744,407	△31,617	712,790
	2 基金繰入金	31,602	△31,602	0
	歳 入 合 計	10,032,390	68,000	10,100,390

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	7,047,441	70,000	7,117,441
	1 療養諸費	6,139,710	10,000	6,149,710
	2 高額療養費	879,620	60,000	939,620
4	保健事業費	228,306	△2,000	226,306
	2 保健事業費	148,906	△2,000	146,906
	歳 出 合 計	10,032,390	68,000	10,100,390

議案第13号

令和3年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第2号）

令和3年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,115,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	6,206,600	86,100	6,292,700
	1 一般会計繰入金	6,206,600	86,100	6,292,700
2	市債	3,630,700	191,900	3,822,600
	1 市債	3,630,700	191,900	3,822,600
	歳 入 合 計	9,837,300	278,000	10,115,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,837,300	278,000	10,115,300
	1 公債費	9,837,300	278,000	10,115,300
	歳 出 合 計	9,837,300	278,000	10,115,300

第2表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理債 借換債	3,630,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	3,822,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	3,630,700				3,822,600			

議案第14号

令和3年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第1号）

令和3年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区土地区画整理費	566,900

議案第15号

令和3年度小松市下水道事業会計補正 予算（第3号）

第1条 令和3年度小松市の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「1,349,689千円」を「1,345,289千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「80,483千円」を「84,883千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			(△は減を示す。)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,879,900千円	83,400千円	2,963,300千円
第1項 企業債	2,321,350千円	48,400千円	2,369,750千円
第3項 県補助金	7,950千円	35,000千円	42,950千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,821,700千円	83,400千円	4,905,100千円
第1項 建設改良費	958,443千円	83,400千円	1,041,843千円

第3条 予算第5条の表中、「13,700」を「20,100」に、「17,900」を「59,900」に改める。

議案第16号

令和3年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,966,000千円	596,800千円	9,562,800千円
第1項 医業収益	7,193,480千円	100,000千円	7,293,480千円
第2項 医業外収益	1,772,520千円	496,800千円	2,269,320千円
	支		出
第1款 病院事業費用	8,766,300千円	103,000千円	8,869,300千円
第1項 医業費用	8,693,965千円	103,000千円	8,796,965千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「417,000千円」を「760,800千円」に、「347,239千円」を「691,048千円」に、「671千円」を「662千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	（既決予定額）		（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	882,000千円	343,800千円	1,225,800千円
第2項 企業債償還金	669,443千円	343,800千円	1,013,243千円

議案第17号

小松市部設置条例の一部を改正する条例について

小松市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市部設置条例の一部を改正する条例

小松市部設置条例（昭和55年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総合政策部 」市長公室
 市民共創部 総合政策部
 予防先進部 を 行政管理部 に改める。
 にぎわい交流部 健康福祉部
 産業未来部 」 交流推進部
 経済環境部」

第2条の表総合政策部の項の前に次の項を加える。

市長公室	(1) 防災及び災害対策に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 秘書及び褒賞に関すること。
------	---

第2条の表総合政策部の項及び市民共創部の項を次のように改める。

総合政策部	(1) 総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 行財政改革に関すること。 (3) 基地及び空港に関すること。 (4) 情報政策に関すること。 (5) 職員の人事及び福利厚生に関すること。 (6) 議会及び財政全般に関すること。
行政管理部	(1) 例規，文書及び統計に関すること。

- (2) 市有財産及び契約に関すること。
- (3) 工事の検査及び技術に関すること。
- (4) 戸籍，住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (5) 総合窓口に関すること。
- (6) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (7) 高齢者医療に関すること。
- (8) 市民協働全般に関すること。
- (9) 多文化共生に関すること。
- (10) 男女共同参画に関すること。
- (11) 税及び保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (12) その他他の部の所管に属さないこと。

第2条の表予防先進部の項中「予防先進部」を「健康福祉部」に改め，第6号を削り，同表にぎわい交流部の項中「にぎわい交流部」を「交流推進部」に改め，「（文化財の保護に関することを除く。）」を削り，同表産業未来部の項中「産業未来部」を「経済環境部」に改める。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

議案第18号

西尾地区滞在交流施設条例について

西尾地区滞在交流施設条例を次のように制定する。

西尾地区滞在交流施設条例

Artist College こまつ観音下条例（令和2年小松市条例第35号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 里山の豊かな自然や文化を活用し、里山地域全体の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、西尾地区滞在交流施設（以下「滞在交流施設」という。）を小松市観音下町口48番地に設置する。

（施設）

第2条 滞在交流施設に、サテライトラボ、ワーケーションルーム及び客室を置く。

（事業）

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、滞在交流施設は、次の事業を行う。

- (1) 里山の自然・文化の体験及び滞在交流に関する事業
- (2) 食及び農業体験を通じた学びの提供に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

（開館時間及び休館日）

第4条 滞在交流施設の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に滞在交流施設の開館時間若しくは休館日を変更し、又は休館することができる。

この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

(使用の承認)

第5条 滞在交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請を行い、その承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、滞在交流施設の使用を承認しないものとする。

(1) 公益、公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第8条 市長は、使用者から別表第2又は別表第3に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、第5条の規定により使用を承認する際に徴収する。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用者からの申請に基づき、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の事情があると認め

るものについては、規則で定めるところにより、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

5 滞在交流施設の附属設備、備品等の使用料は、規則で定める。

(損害の賠償)

第9条 使用者は、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に滞在交流施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 滞在交流施設の管理及び運営並びに設備の維持管理に関する業務
- (2) 第3条の事業の実施に関する業務
- (3) その他滞在交流施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(利用料金の收受等)

第12条 市長は、第10条の規定により指定管理者に滞在交流施設の管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が別表第2及び別表第3で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(本市の免責)

第13条 本市は、この条例の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

施設の区分	開館時間	休館日
サテライトラボ	午前9時から午後9時まで	火曜日及び水曜日
ワーケーションルーム		
客室	午後3時から翌日午前11時まで	

別表第2（第8条関係）

施設	単位	使用料の額			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
サテライトラボ	1室	1,800円	2,000円	2,400円	6,200円
ワーケーションルーム		1,300円	1,500円	1,800円	4,600円

備考

- 1 使用料には消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算する。
- 2 本市の区域内に住所を有しない者及び本市の区域外に所在する団体が利用する場合の使用料の額は、それぞれこの表に定める使用料の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料が1,000円以下のときは

，それぞれこの表に定める使用料の額（前項の規定により加算額がある場合は，加算された後の使用料の額。以下この項において同じ。）の30パーセントに相当する額を加算した額とし，入場料が1,000円を超えるときは，それぞれこの表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 4 物産販売等商用を目的に利用する場合の使用料の額は，それぞれこの表に定める使用料の額（前2項の規定により加算額がある場合は，加算された後の使用料の額）の50パーセントに相当する額を加算した額とする。

別表第3（第8条関係）

施設	区分	単位	使用料（上限）
客室	スイート	1室・1泊につき	200,000円
	ジュニアスイート		160,000円
	プレミアムツイン		100,000円
	デラックスツイン		51,000円
	スタンダードツイン		40,000円

備考

- 1 使用料には消費税額及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算する。
- 2 客室の利用定員は，別に定める。

議案第19号

小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例について

小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例を次のように制定する。

小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の墓地及び合葬墓並びに納骨堂（以下これらを「墓地等」という。）の設置及び管理並びに墓地等の使用等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、墓地等の使用とは、次の各号に掲げる墓地等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものをいう。

- (1) 墓地 墓地内の市長が指定する区画を焼骨の収蔵のため専用することをいう。
- (2) 納骨堂 特定の者の焼骨の収蔵を委託することをいう。
- (3) 合葬墓 特定の者の焼骨を合祀し収蔵することをいう。

(名称及び位置)

第3条 墓地等の名称及び位置は、次のとおりとする。

墓地等の区分	名称	位置
墓地	小松市墓地	小松市向本折町坤1番地1
	小松市菩提公園	小松市菩提町ケ1番地5
納骨堂	小松市納骨堂	小松市向本折町293番地3
合葬墓	小松市合葬墓	小松市向本折町坤1番地5

(納骨堂の開堂時間)

第4条 納骨堂の開堂時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の開堂時間を変更することができる。この場合において、市長は、その旨を掲示その他の方法により周知するものとする。

(使用者の資格)

第5条 墓地等を使用することができる者は、本市の区域内に住所を有する祭祀の主宰者その他の規則で定める理由により墓地等の使用が適当であると市長が認める者とする。

(使用期間等)

第6条 墓地等の使用の期間は、墓地及び合葬墓にあつては永年とし、納骨堂にあつては使用許可のあった日（規則で定める事由により市長が認める場合にあつては規則で定める日）から起算して10年又は20年とする。

2 納骨堂を使用する場合であつて、前項に規定する使用期間が満了したときは、当該焼骨を合葬墓に収蔵するものとする。

(使用許可)

第7条 墓地等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に当たっては、管理上必要な条件を付すものとする。

(使用者の義務)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

2 使用者は、使用許可を受けた権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用許可を受けて墓地を使用する者は、規則で定めるところにより許可に係る区画を適正に管理しなければならない。

(行為の禁止)

第9条 何人も、墓地等においては、次の行為をしてはならない。

(1) 工作物、植物その他の施設を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 土石を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てるなど、環境の保持を妨げる行為をすること。
- (5) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、墓地等の使用又は管理上、市長が特に支障があると認めること。

(使用料)

第10条 市長は、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。

- 2 使用料は、使用許可の際に徴収する。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、使用者からの申請に基づき、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるものについては、規則で定めるところにより、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(代理人の選任)

第11条 使用者が本市の区域内に住所を有しなくなったときは、規則で定めるところにより、代理人を選任し、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が本市に住所を有しなくなった場合であって、代理人の選任が困難な特別の事情があると市長が認めた場合は、代理人を選任しないことができる。

(使用権の承継等)

第12条 使用者の権利（以下「使用権」という。）は、相続その他規則で定める事由によって引き継ぐ場合のほか、承継することができない。この場合において、使用権を承継した者は、その旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(墓地使用権の返還)

第13条 墓地使用者（墓地の使用許可を受けた者及びその承継人をいう。以下

同じ。)が改葬その他の理由により墓地の使用を必要としなくなったときは、直ちに許可を受けた区画を原形に復した上で返還し、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 墓地使用者が前項の原形回復措置を行わない場合は、市長は、当該墓地使用者に代わって執行し、その費用を徴収することができる。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

(焼骨の返還等)

第14条 市長は、納骨堂の使用者又はその承継人が、収蔵されている焼骨の返還を求める旨を申し出たときは、当該焼骨を返還する。ただし、合葬墓に収蔵された焼骨は、返還しない。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地使用者が死亡した場合であって、墓地の使用権を承継する者がいないとき。
- (2) 墓地使用者の所在が不明となって20年を経過したとき。
- (3) 墓地の使用許可を受けた日から3年以内に墓を設置しないとき。
- (4) 改葬その他の事由により墓地使用者の墓地の使用が不適當であると市長が認めるとき。
- (5) 墓地の使用者が当該使用に関し許可の条件に違反し、又はこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 第13条第1項に規定する届け出があったとき。
- (7) その他公益上又は管理上必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、当該取り消した許可に係る区画の焼骨の改葬その他の必要な措置を採ることができる。

3 市長は、使用者(墓地の使用者を除く。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 当該使用に関し許可の条件に違反し、又はこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条の規定により焼骨を返還したとき。
- (3) その他公益上又は管理上必要があると市長が認めるとき。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 墓地等の使用に係る手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(小松市墓地条例及び小松市菩提公園条例の廃止)

- 3 小松市墓地条例（昭和39年小松市条例第35号。以下「旧墓地条例」という。）及び小松市菩提公園条例（昭和49年小松市条例第11号。以下「旧菩提公園条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に旧墓地条例及び旧菩提公園条例の規定によりなされた許可又は承認は、この条例の相当規定によりなされた許可又は承認とみなす。

別表（第10条関係）

(1) 小松市墓地

面積	使用料
1 平方メートルにつき	170,000 円

(2) 小松市菩提公園

墓域	種別	面積	使用料
西墓域	芝生墓所	4平方メートル	66,000円
	普通墓所	5.4平方メートル	120,000円
		6平方メートル	100,000円
		12平方メートル	200,000円
南墓域（1区）		6平方メートル	100,000円
南墓域（2区）		6平方メートル	135,000円
管理墓域		6平方メートル	174,000円
		12平方メートル	348,000円
東墓域		6平方メートル	350,000円
		12平方メートル	700,000円

(3) 小松市納骨堂

区分	単位	使用料
使用許可のあった日から10年間納骨堂での収蔵を経て合葬墓に収蔵する場合	1体	150,000円
焼骨が納骨された日から10年間納骨堂での収蔵を経て合葬墓に収蔵する場合（生前予約）		200,000円
使用許可のあった日から20年間納骨堂での収蔵を経て合葬墓に収蔵する場合		230,000円
焼骨が納骨された日から20年間納骨堂での収蔵を経て合葬墓に収蔵する場合（生前予約）		280,000円
納骨後、納骨堂での収蔵を10年間から20年間に延長する場合		100,000円

(4) 小松市合葬墓

区分	単位	使用料
使用許可のあった日から合葬墓に収蔵する場合	1体	70,000円

備考 本市の区域内に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、それ

ぞれ(1)から(4)までの表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。

議案第20号

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「, 100分の127.5」を「, 100分の120」に, 「100分の107.5」を「100分の100」に改め, 同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に, 「100分の72.5」を「100分の67.5」に, 「100分の107.5」を「100分の100」に, 「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第19条の3第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に, 「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年小松市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「, 100分の127.5」を「, 100分の125」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年小松市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「，休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「及び休職」を「，休職及び降給」に改め，同条第1項中「，若しくは免職する場合」を「，免職し，若しくは降給する場合」に改め，同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「，免職，休職又は降給」に改める。

第6条を第8条とし，第5条を第7条とし，第4条の次に次の2条を加える。

(降給の種類)

第5条 降給の種類は，降格（職員の意に反して，当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）及び降号（職員に意に反して，当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）とする。

(降給の事由)

第6条 任命権者は，職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは，当該職員を降給することができる。

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第6条 小松市職員の育児休業に関する条例（平成4年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア⑦を削り、同号ア④中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア④を同号ア⑦とし、同号ア⑧を同号ア④とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例（第1号イ及びウにおいて「新給与条例」という。）第16条第2項（同条第3項又は第19条の3第3項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例第18条第2項、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第4条ただし書又は第4条の規定による改正後の小松市特別職の職員の給与に関する条例第3条第1項ただし書及び小松市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第16条第4項から第6項まで若しくは第20条第1項から第4項まで若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年小松市条例第46号)第4条第1項若しくは第8条又は小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年小松市条例第4号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者、会計年度任用職員(小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1号に規定する短時間会計年度任用職員及び同条第2号に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。)、議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第16条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15

ウ 新給与条例第19条の2第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の

(2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。） 次に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(3) 会計年度任用職員 127.5分の5

(4) 議会の議長，副議長若しくは議員又は市長，副市長若しくは教育長
167.5分の10

3 前項に定めるもののほか，令和3年12月に市長が定める条例に基づき期末手当を支給された者に対する同項の規定の適用については，同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に，同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者，会計年度任用職員（小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1号に規定する短時間会計年度任用職員及び同条第2号に規定する会計年度任用職員をいう。以下この項において同じ。）），議会の議長，副議長及び議員並びに市長，副市長及び教育長をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは，「市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める」とする。
(委任)

4 前2項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，別に定める。

議案第21号

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条の9第2項中「，勤務」を「，出勤又は勤務」に改め，「270円」の次に「（当該出勤中に救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置を行った場合にあつては，当該額に500円を加算した額）」を加える。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

議案第22号

小松市土地開発基金条例の一部を改正 する条例について

小松市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市土地開発基金条例の一部を改正する条例

小松市土地開発基金条例（平成4年小松市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 基金は、土地取得費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

小松市温泉施設整備基金条例の一部を 改正する条例について

小松市温泉施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市温泉施設整備基金条例の一部を改正する条例

小松市温泉施設整備基金条例（昭和53年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市温泉基金条例

第1条及び第7条中「温泉の公共的施設の整備」の次に「及び観光の振興」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円を」を「63万円を」に、「，61万円」を「，63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円を」を「17万円を」に、「，16万円」を「，17万円」に改める。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第13条中「，同条」を「，その減額後」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「61万円を」を「63万円を」に、「，61万円」を「，63万円」に、「16万円を」を「17万円を」に、「，16万円」を「，17万円」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初

の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,530円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,550円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,080円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,100円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,395円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,325円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,720円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「及び第21条」を「及び第21条第1項」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

小松市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について

小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例

小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第26号

財産の取得について

小松市立小中学校及び義務教育学校におけるG I G Aスクールの実現に向けた情報端末整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | G I G Aタブレット用ACアダプタ |
| 2 取得する価格 | 金22,598,576円 |
| 3 契約の相手方 | 小松市上八里町ニ25番地
株式会社NTTデータNJK
メディアドライブ事業部 北陸営業所
所長 吉田 圭剛 |

議案第27号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

記

整理番号	路線名	起 終 点 点	延長	幅員	主要な 経過地
安宅 05-051	木曾町3号線	安宅町甲67番地先 安宅町甲82番地先	メートル 72.9	メートル 4.2～4.3	
安宅 05-054	木曾町6号線	安宅町甲10番地先 安宅町甲85番地先	258.9	4.2～5.4	
安宅 05-055	木曾町7号線	安宅町甲60番地先 安宅町甲89番地先	94.8	4.2～4.3	

議案第28号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を変更する。

記

整理番号	新旧の別	路線名	起 終 点 点	延長	幅員	主要な経過地
安宅 05-052	旧	木曾町4号線	安宅町甲91番1地先 安宅町甲52番地先	メートル 190.1	メートル 4.2～8.1	
	新	木曾町4号線	安宅町甲91番1地先 安宅町甲10番地先	351.3	4.2～8.1	
安宅 05-056	旧	木曾町8号線	安宅町甲13番地先 義仲町139番地先	687.1	4.0～5.8	
	新	木曾町8号線	安宅町甲116番地先 義仲町139番地先	411.1	4.2～5.8	

議案第29号

損害賠償の額を定めることについて

発生の医療事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 (記載省略)
- 2 損害賠償額 (記載省略)
- 3 事故の概要 (記載省略)

議案第30号

指定管理者の指定の変更について

令和2年第5回小松市議会定例会において議決された議決第119号「指定管理者の指定について」の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者の指定についての表中「Artist College こまつ観音下」を「西尾地区滞在交流施設」に、「令和13年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

議案第31号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、令和2年第1回小松市議会定例会において議決された議決第37号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」のうち、その一部を次のように変更する。

旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地に係る総合整備計画を次のように改める。

総合整備計画書

石川県小松市旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地

(辺地の人口 272人 面積 172.70km²)

1 辺地の状況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

赤瀬町，池城町，岩上町，大杉町，尾小屋町，小原町，観音下町，新保町，津江町，西俣町，波佐羅町ト，波佐羅町ヌ，花立町，松岡町，丸山町，光谷町

(2) 地域の中心の位置

波佐羅町ト52番地

(3) 辺地度点数 159点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約20kmに位置する当地域の利便性の向上のため，道路橋りょう及び林道を整備する。また，豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション施設や社会教育施設を整備し，当地域の活性化を図る。さらに，下水処理のための施設及び安全で安定した飲料水を供給するための施設を整備する。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路橋りょう	小松市	14,000	7,700	6,300	6,300

林道	石川県	155,000		155,000	155,000
林道	小松市	290,000	159,200	130,800	130,800
社会教育施設	小松市	200,000		200,000	200,000
観光レクリエーション施設	小松市	1,675,000	400,000	1,275,000	1,275,000
飲用水供給施設	小松市	130,000	65,000	65,000	65,000
下水処理施設	小松市	14,000	7,000	7,000	7,000
計		2,478,000	638,900	1,839,100	1,839,100